（第３号様式－４）

# 共　同　研　究　契　約　書

国立大学法人大阪大学（以下「甲」という。）と〔名前〕（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結し、共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施する。

（契約項目表）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １．研究題目 | | | |  | | | | | | | |
| ２．研究目的及び内容 | | | | 目的：  内容： | | | | | | | |
| ３．研究期間 | | | | 20 年　 月　 日　から　20　　年 月 日　まで | | | | | | | |
| ４．研究実施場所 | | | |  | | | | | | | |
| ５．研究経費  （消費税額、地方消費税額を含む） | | | 区分 | 直接経費  （円） | | 学術貢献費  （円） | | 研究料（円）  (36,600円×月×人) | | 産学官連携推進  活動経費（円） | 合計  （円） |
| 金額 |  | |  | |  | |  |  |
| ６．秘密保持義務、  目的外使用禁止  義務の有効期間 | | | | 本共同研究開始の日から、本共同研究終了の日の翌日以後３年間とする。ただし、甲乙協議の上、延長又は短縮することができる。 | | | | | | | |
| ７.研  究  担  当  者  と  研  究  分  担 | 区分 | 氏　名 | | | 所属 | | 職名 | | 本共同研究における役割 | | |
| 甲 | ※ | | |  | |  | |  | | |
|  | | |  | |  | |  | | |
|  | | |  | |  | |  | | |
|  | | |  | |  | |  | | |
|  | | |  | |  | |  | | |
|  | | |  | |  | |  | | |
| 乙 | ※ | | |  | |  | |  | | |
|  | | |  | |  | |  | | |
|  | | |  | |  | |  | | |
|  | | |  | |  | |  | | |
|  | | |  | |  | |  | | |
| ◎ | | |  | |  | |  | | |
| ・氏名の前の※印はそれぞれの研究代表者を示す。◎印は企業等共同研究員を示す。  ・研究経費で新たに甲に雇用され、研究担当者となる甲の学生等がある場合は、これも記載する。 | | | | | | | | | | |

第１条　甲及び乙は、表記契約項目表に掲げる本共同研究を実施するものとする。

第２条　甲及び乙は、それぞれ表記契約項目表７に掲げる者を本共同研究の研究代表者、研究担当者として参加させる｡

1. 甲は､甲の研究実施場所で本共同研究に従事する乙の研究担当者を､企業等共同研究員として受入れることができる｡

第３条　乙は、表記契約項目表５に掲げる研究経費を甲発行の請求書に定める納入期限までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。当該研究経費の管理、執行及び経理処理は甲が行い、取得した設備等の所有権は、甲に帰属するものとする。

第４条　乙の提供物品の搬入出、据付及び撤去に要する経費は、乙の負担とする。乙の提供物品の瑕疵に起因して甲が損害を被ったときは、乙は、これを賠償しなければならない。

第５条　甲及び乙は、双方合意の上、本共同研究を終了し、又は研究期間を延長することができる。

第６条　本共同研究を終了した場合において、第３条の規定により納入された研究経費のうち不用分について乙からの返還請求があったとき、甲及び乙はその取扱いを協議した上で、これに応じるものとする。

第７条　前条に関わらず、第５条の規定による本共同研究の終了が、乙の事由による場合、甲は一切の研究経費を返還しないものとする。

第８条　本共同研究により知的財産が創作された場合、その帰属及び取扱いについて甲及び乙が協議し定めるものとする。

第９条　甲及び乙は、本共同研究によって得られた成果を公表する場合は、事前に相手方に通知し、書面による了解を得るものとする。

第10条　甲及び乙は、予め返還を条件とする提供物を、本共同研究の終了後速やかに相手方に返還するものとする。

第11条　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供（以下、本条において単に「開示」という。）を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報であって、開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされた情報（以下「秘密情報」という。）について、甲乙担当者及び本共同研究を実施するために必要のある最低限の者（以下「研究担当者等」という。）以外に開示・漏洩してはならない。情報が、口頭又は映像等により開示されるときは、開示時点で秘密である旨を明確にし、開示後30日以内に、開示当事者が書面で相手方に対し通知したものに限り秘密情報とする。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者等がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者等に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する秘密情報については、この限りではない。

1. 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報
2. 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
3. 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
4. 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
5. 相手方から開示された情報によらず独自に開発・取得していたことを証明できる情報
6. 書面により事前に相手方の同意を得たもの
7. 甲及び乙は、秘密情報（前項ただし書に掲げるものを除く。）を本共同研究及び本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得たときはこの限りではない。
8. 前二項に定める秘密保持義務及び目的外使用禁止義務の有効期間は、表記契約項目表６に掲げる期間とする。

第12条　甲は、乙が研究経費を納入期限までに納入せず、催告後30日以内に納入しない場合、本契約を解約できる。

第13条　甲及び乙（その代表者、役員及び実質的に経営を支配する者を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

1. 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
2. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。
3. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
4. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
5. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
6. 甲及び乙は、相手方が前項各号に反することが判明した場合は、何ら催告なしに本契約を解約することができる｡
7. 甲及び乙は、前項の解約により相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

第14条　甲又は乙は、第12条及び第13条に掲げる事由及び甲、乙、甲又は乙の研究担当者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、相手方が直接的に被った通常の損害の範囲内で賠償しなければならない。

第15条　本契約に定めのない事項について、定める必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第16条　乙は、研究担当者を甲へ派遣するにあたっては、当該者に甲の諸規程を遵守させるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。

20 年　　月　　日

1. 大阪府吹田市山田丘１番１号

国立大学法人大阪大学

学　　長　　　　　　 〔氏　　　　　名〕　　印

1. 〔住　所〕

〔機関名〕

〔氏　　　　　名〕　　印